

基本構想

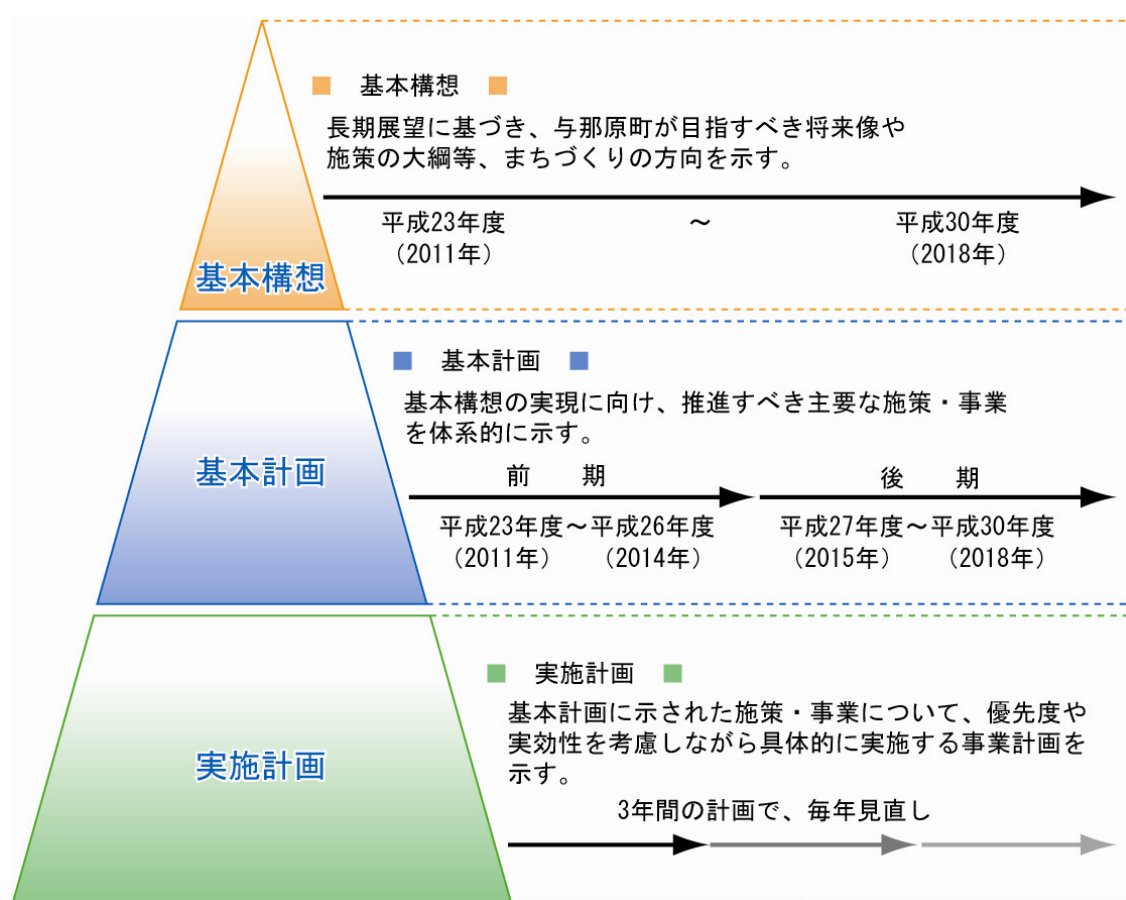
I 総合計画の構成

1. 総合計画とは

総合計画は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、議会の議決を経て策定するもので、与那原町のまちづくりの最も上位に位置づけられる計画です。

8年後の与那原町の将来像を描くものであり、その分野は教育・福祉、生活環境、産業など多岐にわたります。

総合計画は基本構想、基本計画及び実施計画で構成され、基本構想の期間は平成23年4月から平成31年3月までの8年間です。



【地方自治法第2条第4項】

「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない。」

【町民と住民】

「住民」・・・本町に「住む」、「働く」、「通う」など本町のまちづくりに関わる全ての人を言います。

「町民」・・・本町に「住み」地域コミュニティの主体となる人を言います。

Ⅱ まちの将来像

1. 基本理念

わたしたちのまちには、これまで交通の要衝、商業の街として栄え、先人の知恵とたゆまぬ努力により、個性的で人間味あふれる歴史と文化が培われ、発展してきました。

まちづくりの目的は平和な社会のもと、すべての町民が生きがいと活気に満ちて、安全で安心して心豊かに暮らせるまちを創ることにあります。

しかし、わたしたちを取り巻く社会は、環境問題、人口減少や超高齢社会、産業構造や雇用形態の変化、地域コミュニティの希薄化など、多くの課題を抱えています。

こうした課題を乗り越え、次代に誇れるまちづくりを進めることが、現代に生きるわたしたちの務めです。先人の培ってきた歴史と文化を継承し発展させ、安全で快適な生活環境をはぐくむとともに、人権が尊重されるまちを目指します。

住民一人ひとりが、まちづくりの主役として個性と創造力を発揮し、住み・働き・学び・集うすべての人との協働により、活力ある与那原町を創造します。

2. まちづくりの基調

与那原町（以下、本町）は、昭和 53 年に与那原町基本構想、平成 3 年に第 2 次与那原町総合計画、平成 13 年に第 3 次与那原町総合計画を策定し、「太陽と緑の町・与那原」を基調としてまちづくりを進めてきました。平成 21 年に町制施行 60 周年を迎え、一大プロジェクトである中城湾港マリントウンプロジェクトも進み人口も増加に転じるなど、活力あるまちづくりが着実に進展しています。

本町は、面積 5.08km²、沖縄本島で 1 番小さなまちですが、国道 329 号と国道 331 号が交差し、県都那覇市や中南部地域への交通利便性が高い位置にあります。また、戦前は軽便鉄道が走り、山原船の出入港など陸上海上交通の要衝としての機能を有していました。

本町の特色として、大綱曳、赤瓦、ヒジキ等があげられ、400 年余の伝統を誇る与那原大綱曳は、住民の一体感を高める行事となっています。これは、豊かなコミュニティがあるからこそ継承されている行事であると考えられます。また、赤瓦やヒジキについては、本町の主な産業として今後も維持・発展していくことが望まれます。

住民アンケートで、本町の今後の方向性について聞いたところ、「子供、高齢者、障がい者も含めてすべての人が快適に暮らせるまち」や「災害に強く、犯罪の少ない安心安全なまち」との回答が多くみられ、福祉の充実、安心・安全な生活環境の形成が望まれています。

また、住民会議で設定した将来像は、以下の5つです。

- (1) やさしさと元気が未来につながるまち与那原
～安全・安心で子供とあるきたいまち～
- (2) 瞳輝き豊かな学びで心優しく文化が根づくまち
- (3) いきいき綱がるやさしいまち
- (4) 自然と心を育む住みたい海辺のまち
- (5) 誇れる産業、受けつぐ伝統、人が“綱がる”パワーみなぎるまち

「やさしさ」がキーワードになっており、住民アンケートでも声の多かった福祉面の充実、人々にやさしいまちづくりを望んでいることが伺えます。やさしいまちとは、バリアフリー化などハード面の改善とともにソフト的な施策の充実も望まれます。

今回開催した住民会議は、協働のまちづくりの第一歩であると考えられ、今後は具体的な施策を行う場合に、計画段階から住民が関わっていく仕組みづくりなどが望まれます。

以上をふまえ、本町の特性を活かし、安全・安心・快適な環境で、住民と行政が手を取りあい、活力あるまちづくりを進めます。

3. まちの将来像

第1次から第3次までの与那原町総合計画で示された将来像と、住民会議で設定した5つの将来像をふまえて、第4次与那原町総合計画のまちの将来像を以下のとおり設定します。

【まちの将来像】

太陽とみどり、伝統とやさしさを未来へつなぐ海辺のまち

4. まちの目標

まちの将来像実現に向けて、基本理念に基づき、まちの目標を以下のとおり設定します。

- 1. みんなで創るこころ豊かなまち
- 2. ゆとりと潤いのあるまち

(1) みんなで創るこころ豊かなまち

わたしたちの住む町を取り巻く環境は、社会状況の変化や生活形態などの多様化に伴い住民ニーズは多岐に渡り、行政の限られた予算と人材では、すべてに応えることはできません。

誰もが望む住みよいまちの姿とは、一人ひとりが尊重され、安心し安定した生活が送れる、やさしさ溢れるまちです。

そのためには、住民が互いに協力し合い、支えあいながら行政との役割分担のもとに、地域や暮らしの問題を解決する協働のまちづくりを推進していくことが必要です。

今後は、住民との協働のもと、本町の伝統行事で築かれる地域コミュニティを継承しつつ、未来を担う子どもたちが、豊かで、人間性に満ち溢れる人として育つための教育環境づくりを進めます。

また、誰もが慣れ親しんだ地域で子どもを生み育て、健康で生きがいを持って豊かな生活が送れる健康福祉社会の実現を目指し、「みんなで創るこころ豊かなまち」の形成を進めます

(2) ゆとりと潤いのあるまち

本町は、沖縄本島東部地域の産業経済活動の集散地として発展したまちであり、住民の気質や伝統、さらに、地域コミュニティは、こうした産業経済活動を背景として築かれてきました。

伝統や地域コミュニティを未来へつなぎながら、活力と潤いのある海辺のまちづくりを目指して、中城湾港マリントウンプロジェクトを推進し、既成市街地と東浜地区における新たな市街地が一体となり、名実ともに「東部地域の拠点都市」を目指します。

まちづくりにおいては、つねにそこに住む人々の視点に立って考え、コンパクトで機能的な安心・安全・快適なまちをつくるとともに、本町で暮らす人々が共通の財産としていつまでも愛しつづけることのできるまちづくりが必要です。

今後は、本町の持つ美しい自然環境を住民に潤いとやすらぎを与える社会資本の一つとして捉えて次世代へ引き継ぎ、「住む・働く・憩う」が効率的に行なえるまちの形成を目指し、誰もが住みたくくなるような「ゆとりと潤いのあるまち」の形成を進めます。

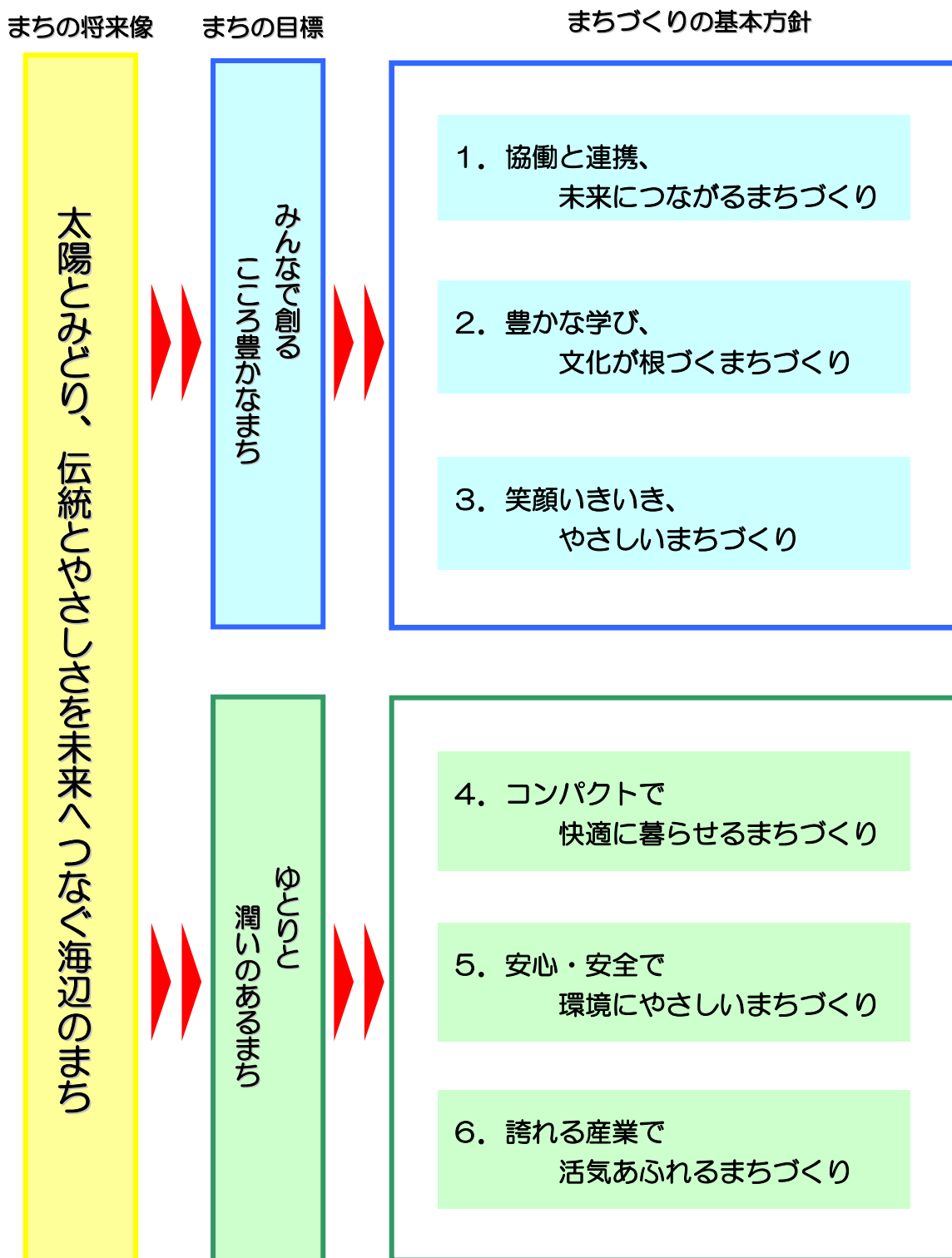
5. まちづくりの基本方針

まちの将来像及びまちの目標をふまえ、目標達成に向けたまちづくりの基本方針を以下のとおり設定します。

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり
2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり
3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり
4. コンパクトで快適に暮せるまちづくり
5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり
6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

6. まちづくりの体系

第4次与那原町総合計画のまちづくりの体系を以下に示します。



Ⅲ まちづくりの基本方針

1. 協働と連携、未来につながるまちづくり

住民と行政がともに行動する協働（※1）のまちづくりを進めていくために、必要な情報を共有し、住民と行政が互いの立場を尊重しながら、それぞれの役割を果たしていくことが大切です。

町民一人ひとりの人権が社会生活のあらゆる場面で尊重される基本的人権の擁護に努めていきます。

効率的な行政施策を推進するとともに、地域コミュニティの充実を図り、住民一人ひとりがまちづくりに参画できるようなまち“よなばる”を目指します。

自分たちのまちのことは、自分たちで考え、自分たちで決定し、みんなで住みよい“よなばる”を創るために行動を興していきます。

（※1 行政と住民（自治会・地域活動団体・NPOなど）と企業が、共通の目的実現のために、それぞれが自らの役割を自覚し、対等な関係のもとで、ともに考え、ともに取り組んでいくことを言います。）

（1）住民協働のまちづくり

- 与那原大綱曳にみられる町民の融和と団結力は、一人ひとりが地域に対して誇りを持っていることの表れであり、今後も地域コミュニティの充実したまちづくりを目指します。

（2）情報の共有・共鳴で築くまち

- 住民に必要な情報は、個人情報保護に努めるとともに、積極的に発信し誰でも収集・活用できるような環境づくりを進めます。また情報の共有により、行政と住民がお互いに参画し、共鳴しながら住みよいまちを創っていきます。

（3）自律・自立するまち（※2）

- 住民と行政が相互に尊重しあいながら、それぞれの役割と責任を自覚し、協働のまちづくりに取り組んでいきます。
- 町民一人ひとりの人権が尊重され、社会生活のあらゆる場面で不当な扱いを受けないよう、基本的人権の擁護に資する取り組みとして、人権尊重思想の普及高揚を図り、町民に人権問題に対する正しい認識を深めていきます。
- 男女共同参画社会の実現に向けて住民の意識向上を図り、男女の人権が尊重され、ともに健康で安心して暮らせるまちづくりを進めます。

（※2 行政（役場）、そして住民一人ひとりが、自らの考えで（自律）、他の支配や助けを受けずに（自立）行動していくことです。）

（4）構想実現に向けて

- 住民一人ひとりが問題意識をもち、課題解決に参画できるまちづくりを目指します。
- 財源の確保と効率的な行政施策の推進により、限られた財源のなかで健全な財政運営と行政サービスの向上の両立を図ります。

- 職員の意識改革により、合理化及び効率的な事務処理を行い、より円滑な住民サービスの向上に取り組みます。

2. 豊かな学び、文化が根づくまちづくり

本町には、町立小学校 2 校、町立中学校 1 校が設置され、学力の向上はもとより健康で豊かな人間性の形成を目指した教育を実践しています。首里王府の時代には、東御廻り（※3）やお新下り（※4）などの要衝の地でもあり、商業や文化が発達した地でもありました。それと同時に、与那原大綱曳や地域での綱曳、当添ハーリー、板良敷及び上与那原の獅子舞など多くの伝統文化が先人から継承されています。これらは住民の誇りであり、地域の文化的意識を高揚させる貴重な財産です。

豊かな人格形成のためには、学校教育のみならず家庭や地域での教育の充実も必要であり、地域の歴史や文化に触れ合う機会を増やしていくことが望まれます。そのためにも、健康で日常生活を送ることが重要となります。

学校と地域が協力し合い、幼児、児童、生徒が希望に満ち溢れる教育環境の充実を図るとともに、次世代を担う子ども達に与那原の歴史・文化を継承していくことに努めます。また、誰でも気軽に楽しめるスポーツ・レクリエーション活動に取り組める環境づくりに努めます。

（※3 創世神であるアマミキヨがニライカナイから渡来して住みついたと伝えられる霊地を巡拝する行事）

（※4 琉球王国の最高神職である聞得大君の就任儀式）

(1) 学校教育

- 学校と家庭、地域が一体となった活動を進めていくために、情報の共有をはかり教育に関する情報公開に努めます。
- 幼児や児童、生徒が豊かな心で健やかに学べるよう、快適な学習環境の整備を図り、「知・徳・体」の調和のとれた学校教育に努めます。

(2) 家庭教育

- 家庭教育に関する知識や技能などの情報提供や支援体制整備など、家庭教育支援の充実を図ります。

(3) 社会教育

- 多種多様な人材を発掘し、生涯学習活動が行える人材の活用に努めます。また、多種多様な学習の要望に応えるため、地域や行政が一体となって、幅広い人材の育成に努めます。
- 子どもから高齢者まで幅広い生涯学習を行うため、生きがいづくりとなる学習機会や各種活動の拠点となる学習環境の整備に努めます。
- 次世代を担う青少年が、安全・安心で健全な生活を行うために、家庭や学校、地域が連携し、青少年の健全育成を図る取り組みを進めます。

(4) 文化・スポーツ活動

- 本町には、与那原大綱曳や赤瓦などの歴史・文化資源や伝統芸能が先人から受け継がれています。町の重要な財産として今後も、歴史・文化資源の保全・活用を図り、伝統芸能の継承発展並びに新たな文化の創造に努めます。
- 子どもから高齢者まで、誰でも気軽に参加できる軽スポーツやレクリエーションの充実に努めます。また、学校及び関係機関と連携をとりながらスポーツ競技力の向上を目指して支援に努めます。

3. 笑顔いきいき、やさしいまちづくり

本町の人口は約 16,300 人（平成 22 年現在）で、年々増加傾向にあります。東浜地区の人口増加が顕著で、平成 21 年から 22 年の人口増加率は県内自治体で第一位となりました。しかし人口構成比を 10 年前と比較すると、年少人口（0～14 歳）は平成 12 年の 21%から平成 22 年は 18.5%、高齢人口（65 歳以上）は平成 12 年の 12.6%から平成 22 年には 16.5%となっており、年少人口の割合が低くなり、高齢人口の割合が高くなっています。

このような少子高齢化の傾向は今後も進行していくと想定され、地域の人々を地域で支えあうコミュニティの力が、今後ますます重要になります。特に今日の与那原町を築いてきた高齢者は敬うべき存在であり、これからのまちづくりにおいても重要な役割を担うことが考えられます。また、高齢者に限らず、子供、障がい者など本町に暮らす住民が、健康で文化的な生活を送ることが活力あるまちづくりにつながるものと考えられます。すべての住民が笑顔で暮らしていけるよう、保健福祉の充実したまちを目指していきます。

(1) 地域福祉

- すべての住民がともに支え合い、誰もが安心して生活できる地域社会を実現するため、ノーマライゼーション(※5)の理念に基づき、地域福祉施策を展開していきます。
(※5 障害のあるなしに関わらず、お互いが区別されることなく、社会生活をともにするのが正常なことであり、本来の望ましい姿であるとする考え方。)
- 地域福祉を支える基盤となる地域コミュニティの形成・強化や、福祉活動を行うボランティアや各種団体への支援等に努めます。

(2) 子どもの福祉

- 次世代を担う子ども達は地域の宝であり、子ども達が健やかに成長することができる環境づくりは地域全体の責務です。
- 誰もが安心して子どもを産み育てられ、子ども達の健全な遊びや学びを支えられる地域社会づくりを進めていきます。

(3) 高齢者の福祉

- 高齢者が生きがいを持っていきいきと生活できるよう、地域での役割、仕事、遊びボランティア等の場や機会づくりを進めます。
- 高齢者の生活を取り巻く不安や負担を軽減するため、地域で高齢者を支える仕組みづくりや、各種制度の強化、情報提供等を進めます。

(4) 障がい者（児）の福祉

- 障がいを有する者が、安心して家庭や地域での生活が送れるよう、住み良い環境づくりや自立・自律を支援する対策に取り組むとともに、就労の場や健常者とのふれあいの場といった、社会参加活動等の施策を総合的に展開します。

(5) 生活困窮者への支援

- 生活困窮者が健康で文化的な最低限の生活を営めるよう、社会保障に関する各種制度の充実を図るとともに、多面的な支援対策を実施します。

(6) 健康づくり

- 「自らの健康は自ら守る」を基本として、健康に関する住民の意識高揚を図り、幼児期から老年期までの各時期の健康課題及び生活様式に応じた健康づくりを進めます。

(7) 保健医療福祉のネットワークづくり

- 全ての町民がいつでも安心して住み慣れた地域で暮らせるよう、関係機関が連携して、病気の予防、早期発見、治療、リハビリテーションまでの効果的な対応とともに、感染症等の健康危機に迅速かつ適切に対応する体制確保のため、保健医療福祉ネットワークづくりに努めます。

4. コンパクトで快適に暮らせるまちづくり

本町は、沖縄本島東部地域の交通の要衝として国道 329 号と国道 331 号が交差する位置にあり、国道 329 号与那原バイパスの整備が着手されるなど広域的な道路網の整備が進められています。今後は、骨格的な道路網を活かした多種多様な移動手段を確保し、だれもが移動しやすい交通環境の整備が求められます。また、東浜地区においては、都市基盤の整備が進められ市街地の形成が図られており、既成市街地においても、東浜地区との一体的な都市基盤の整備を図るとともに、公園や公共施設などの緑化を推進し、コンパクトで快適な市街地環境の創出や良好な住環境の整備に努めます。

(1) 市街地整備

- 本町の歴史的及び文化的遺産を継承しながら、自然環境と調和した快適な生活環境の整備を進め、人々が行き交い集い、賑わいのある沖縄本島東部地域の拠点都市としてふさわしい魅力的な市街地形成を図ります。

(2) 道路体系

- 国道や県道など主要幹線と町道の幹線道路との円滑な道路交通ネットワークの確立を図ります。また、安全で安心な道路環境を確保するため、自動車と歩行者双方の

視点にたち、利便性、安全性及び快適性を兼ね備えた道路整備を行いません。

(3) 公共交通機関の利便性の向上

- 関係機関と連携を図りながら、新たな公共交通システム（基幹バス、LRT等）による将来交通ネットワークの構築を目指します。また、本島東部地域の広域交通結節点として、誰もが移動しやすい交通体系の確立に取り組みます。

(4) 緑化

- 公共や民間建築物への緑化の促進、主要な道路における街路樹整備、公園の緑化を推進します。また町民へ地域や家庭における緑化の促進を働きかけます。

(5) 上水道

- 将来の人口増加に対応し、災害時においても安全な水の供給を行うため、水道施設の整備及び拡充を図るとともに、老朽施設の計画的な更新に努めます。

(6) 下水道

- 住民の生活環境を改善し、海や河川及び水路の水質汚染を防止するとともに、本町の特産品であるヒジキの生育環境の保全等の観点から、公共下水道の整備促進が望まれています。すべての住民が健康的で快適な生活を送れるように、計画的な公共下水道の整備を図ります。

(7) 都市計画

- 新たに都市計画マスタープランを策定し、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するとともに適正な制限のもと、土地の合理的な利用を図ります。また、都市基盤の構想及び都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に即し、均衡ある町域の形成を図ります。

5. 安心・安全で環境にやさしいまちづくり

住民が安心して快適に暮らせる生活環境とは、道路や公園などの生活基盤及び治安、防災体制が整っていることとあわせて、自然環境にも恵まれていることが重要です。

自然環境を保全し、公害が無く、住みよいまちづくりのため、ごみの排出抑制や分別、再利用を推進するとともに、公共交通や自転車交通の利用を促進し、人にも環境にもやさしいまちづくりを進めていきます。

(1) 防犯・交通安全対策

- 住民が自ら地域の安全面や防犯面について積極的に取り組むことによって、町全体の安全なまちづくりを進めていきます。
- 交通事故を防止し、交通災害のない安全なまちづくりに必要な交通安全施設整備を進めるとともに、住民の交通安全意識の高揚を図ります。

(2) 消防・救急

- 住民自らの生命と財産を守るため、消防・救急に対する町民意識の向上を図ります。複雑多様化する消防・救急活動に対応できる自主防災組織の拡充を図ります。

(3) 防災

- 自主防災組織の拡充や防災知識の普及及び防災訓練の実施に努め、災害時に地域自らが行動し、安全・安心なまちづくりを進めていきます。

(4) ごみ対策

- 循環型社会の構築を目指し、家庭や地域において、ごみの分別を徹底するとともに、引き続き生ごみ処理機の導入に支援を行い、ごみの減量化や排出量の抑制を図ります。

(5) 自然環境

- 自然環境の保全と再生に向けて、住民による清掃活動を積極的に行うとともに、住民活動を支援する体制づくりを確立し、住民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目指します。また、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、あらゆる方策を講じます。

(6) 環境対策

- 環境に配慮した生活スタイルを確立するため、徒歩や自転車利用、公共交通の利用率向上、ノーマイカーデー設定等の積極的な導入により、CO₂ 排出の削減を目指した社会環境の整備を図ります。また、公共施設や家庭において節電化や節水化などを積極的に行うことや、愛玩動物の愛護及び適正飼養の普及啓発を図ることで、環境への意識向上を促進します。

(7) 斎場・墓地

- 斎場については、構成する自治体と協力して、近代的設備や駐車場等総合的環境の整った広域斎場を建設します。また、墓地については、墓地の適正な配置や集積化を図ります。

(8) し尿処理

- 老朽化が著しい、し尿処理場については、組合を構成する自治体と協力し、早期の建設に着手し供用開始を目指します。また下水道整備地域における汲み取り便所や単独及び合併浄化槽については、速やかに下水道へ接続することを進めます。

(9) 住宅政策

- 町営住宅については、住宅困窮者に対して、優先的な入居を図ります。また、町営住宅の点検の強化及び適切な維持管理や修繕によりランニングコストの削減を図り、建物の長寿命化に努めます。民間住宅については、高齢者や障がい者等に配慮した住環境整備を支援します。

6. 誇れる産業で活気あふれるまちづくり

活力あるまちの形成には、地域の産業が充実していることが重要です。本町の特産品として赤瓦やヒジキが有名であり、これら既存の産業や農業、漁業の活性化を促進するためにも、後継者の育成と人材の確保が求められます。また、マリーナ等を活用したレクリエーション活動や体験型漁業の展開など、観光業と連携した新たな産業の創出に努めるとと

もに、産業全体の活性化により雇用の確保を促進します。

(1) 農業及び農業基盤

- 農用地の利用計画、生産基盤の整備開発計画、農用地の保全計画及び規模拡大などの農業振興方向を定め、農用地の効率的かつ総合的な利用の促進を図ります。また、農用地の保全や遊休地の活用、農業後継者や新規就農者の育成などを図るとともに特産品の開発やブランド化を推奨し、地元食材の積極的な活用により、地産地消を進めます。

(2) 水産業

- 漁業の活性化を図るため、環境保全に取り組むとともに、浮漁礁や漁場の整備・維持管理に努めます。本町の特産品のひじきについては、新たなメニュー開発、地産地消の推進、消費拡大のためのブランド化に取り組みます。また、安定した漁業経営の確立に向けた体質改善を図り、人材確保や後継者育成に取り組みます。

(3) 工業

- 本町の誇る伝統工芸や主要な地場産業については、新製品の開発や高度化を推奨し、一層の経営革新と技術力の発展を支援するとともに、まちづくりの中に地場産品を積極的に取り入れていくことにより、与那原らしさの創出と伝統の継承を図ります。また窯業の活性化を図るため、住宅、公共施設など建築物における赤瓦等の積極的な使用や、製品の宣伝及び情報発信を高め、高付加価値化などを図ります。

(4) 商業及び中心市街地活性化

- マリントウン東浜地区の商業地と既存の商業地の立地条件、さらに商業、医療、福祉や行政の都市機能がコンパクトに集積する本町の特性を活かしたまちづくりを進めます。また、海辺のまちとしてウォーターフロントの魅力と、歴史・伝統・文化の薫るまちの魅力を融合し、住民や来街者の利便性を高め、商業及び中心市街地の活性化に取り組みます。

(5) 観光

- 地域の資源の発掘と歴史や伝統文化である大綱曳や東御廻りなどの史跡を活用するとともに、沖縄芸能の拠点づくりを推進した観光振興を図ります。また、マリナーゾーンを活かした海洋レクリエーション拠点の形成と、南部地域の広域的連携による観光・教育旅行等の誘致及び体験型観光の整備・開発を推進するとともに、観光関連事業に関わる人材育成事業の充実を図ります。